

## 会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成28年度第4回会議
開催日時	平成28年11月24日（木）午後1時30分から午後2時45分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、山田委員、大神委員、小藤田委員 （事務局）古厩企画政策課長、高橋企画部主幹、 近藤企画政策課主査、神保企画政策課主査 （スポーツ振興課）宮坂課長、田渕係長、本谷主事
議題	1 西東京市スポーツ施設使用料について（中間報告） 2 その他
会議資料の名称	資料1 スポーツ施設の概要 資料2 平成27年度 スポーツ施設利用状況 資料3 平成28年度（平成27年度決算）使用料原価計算書 資料4 平成28年度（平成27年度決算）スポーツ施設使用料算出表 資料5 平成28年度（平成27年度決算）体育館等における個人利用に係る 想定利用人数及び1人あたり原価平均の算出表
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 西東京市スポーツ施設使用料について（中間報告）</u></p> <p>スポーツ施設全体について、事務局が資料1、資料2に沿って説明 スポーツ施設のうち体育館等について、事務局が資料3から資料5に沿って説明</p> <p>○委員： 資料4の使用料算出表で、実際の使用料と貸出時間あたり原価を比較すると、総じて乖離が大きく、受益者負担割合が低いと感じる。</p> <p>○事務局： 今回、体育館等4施設、運動場7施設と施設数が多いため、現時点で資料が整っている原価計算書或使用料算出表に基づき中間報告をさせていただいた。 所管課としては、今後、近隣市における施設使用料や近隣民間施設使用料を調査したうえで、平成30年度の指定管理者の更新に向け、庁内でも検討を行い、平成29年度に使用料等審議会において議論いただきたいと考えている。</p> <p>○委員： 資料3の原価計算書の「支払利息及び減価償却費」欄では、実際に要した額から、国や都の補助金等により負担された額を除いて、市の一般財源により負担した額を計上しており原価が低く抑えられているが、それでも受益者負担割合は低い。補助金等により負担された額も含めた、実際に要した額をコストとして計上すれば、本来はもっと高い原価となるため、受益者負担割合はより低いものとなる。参考までに、補助金等により負担された額を含めたコストにより計算した原価を示されたらよいと思う。</p> <p>○委員： スポーツ施設については、民間により提供されるサービスもあることから、使用料の検討にあたり、近隣民間施設使用料を調査することは重要だと考える。</p> <p>○委員： スポーツ施設に限ったことではなく、全体に、原価に対して使用料の設定が低廉だと</p>	

感じる。

○委員：

旧田無市と旧保谷市が合併する際に、旧市のサービス水準が高い方に、受益者負担は低い方に合わせた経過がある。受益者負担を低廉にした分、市が公費負担している訳だが、結局は市民の税金により負担していることになる。

○委員：

他市と比較して、スポーツ施設数はどうか。

○事務局：

スポーツ施設については、合併による施設の統廃合を行っていないことから、他市と比較して充実していると考えている。

なお、平成20年度から指定管理者制度を導入しているが、指定管理者が実施する高齢者や子育て世代向けの事業等の実施により、平成27年度の利用者数は、導入初年度の平成20年度比で、体育館等は19.3%増、運動場は31.8%増、全体で22.9%増の147,541人増、指定管理者の更新を行った平成25年度比で、体育館等は5.7%増、運動場は0.9%増、全体で4.2%増の32,107人増となっている。

○委員：

友人らから、民間のスポーツジムよりも、市のスポーツ施設が実施しているイベントの方がよいと聞いている。

○事務局：

今後も、より身近な場所で、スポーツに親しむ場の提供に努めていきたい。

○委員：

指定管理者をどのようにチェックしているか。

○事務局：

市を東西エリアに分けて、利用者懇談会をするほかに、各施設に目安箱を設置している。また、利用者アンケートも実施している。

○委員：

スポーツ施設の指定管理期間は5年ということだが、できれば、指定管理者の財務書類について、専門家によるチェックを行い、経営状態を確認した方がよい。

(異議なし)

スポーツ施設のうち運動場について、事務局が資料3、資料4に沿って説明

○委員：

利用団体は、固定化されているのか。

○事務局：

リピーターによる利用が多い。

○委員：

平日と土日の利用状況はどうか。

○事務局：

やはり土日の利用の方が多い。

○委員：

テニスコート使用料は、非常に安いと感じる。民間でも提供されるサービスであり、もっと使用料を高くしてもよいと感じる。

○委員：

事務局の言われるとおり、次回の審議会では、近隣市における施設使用料や近隣民間

施設使用料を示してほしい。

○委員：

資料4の使用料算出表にある、夜間照明料の「貸出時間あたり原価」については、照明設備に係るコストは含まず、電気代のみから算出したものというのであれば、実費弁償の考えでもよいと考える。

○委員：

夜間照明料は、夜間照明を使用した人のためだけに固有に発生するコストであることから、実費負担を求めてもよいと考える。

○委員：

資料3の原価計算書で、芝久保第二運動場と東町テニスコートの物件費には、賃借料が計上されているが、借地代か。

○事務局：

芝久保第二運動場については、市が土地所有者に支出した借地代である。東町テニスコートについては、市が土地所有者から無償で土地を借用する代わりに、固定資産税を免除しており、原価計算書で計上している賃借料は、指定管理者が支出した備品等の借用に係るコストである。

○委員：

資料4の使用料算出表にある、芝久保第二運動場のうち、ゲートボール場については、使用料は無料となっているが、有料化は検討しないのか。

○委員：

ゲートボール場は、高齢者の利用が多いと思うが、それを理由に無料とする必要はないと考える。

○事務局：

ゲートボール場の有料化については、議論の余地はあると考えている。しかし、芝久保第二運動場のゲートボール場はスポーツ施設の位置付けであるが、このほかに、高齢者福祉施設の位置付けで東町ゲートボール場などがあり、使用料は無料である。このため、有料化にあたっては、施設の位置付けを問わず検討する必要があると考えている。

○委員：

今回、現時点で資料が整っている原価計算書や、使用料算出表に基づき、事務局から中間報告があった。今後、近隣市における施設使用料や近隣民間施設使用料を調査したうえで、平成30年度の指定管理者の更新に向け、平成29年度に使用料等審議会において議論するということがよろしいか。

(異議なし)

## 議題2 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

使用料等審議会の平成28年度中の開催は、本日が最終回となる。今回、中間報告させていただいたスポーツ施設については、近隣市における施設使用料や近隣民間施設使用料を調査したうえで、平成29年度に使用料等審議会において議論いただきたいと考えている。

○委員：

他になければ、これで平成28年度第4回審議会を終了する。